

定時株主総会招集ご通知

第 177 回

開催日時

平成27年6月26日(金曜日)
午前10時

開催場所

東京都中央区京橋
三丁目7番1号
当社8階会議室

目次

第177回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	27
監査報告書	35
株主総会参考書類	39
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役13名選任の件
第4号議案	監査役4名選任の件
第5号議案	取締役の報酬等の内容改定の件 (ストックオプションの付与)

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目7番1号
東洋インキSCホールディングス株式会社
代表取締役社長 北川 克己

第177回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第177回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、以下のご案内に従って平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

51頁から53頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場所 東京都中央区京橋三丁目7番1号 当社8階会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第177期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第177期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役13名選任の件
- 第4号議案** 監査役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役の報酬等の内容改定の件（ストックオプションの付与）

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において、修正後の事項を記載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済状況は、米国では底堅い回復が進んでいますものの、欧州経済への不安は高まり、中国やインドなどの新興国でも景気減速感が強まってまいりました。また我が国では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動以降、個人消費の伸び悩みが続いています。

当企業グループの事業環境におきましても、国内印刷需要の伸び悩みや、円安に伴う原材料価格の高止まりなど、厳しい環境が続きましたが、当企業グループは、「あらゆる機会に戦略的プログラムでイノベーションを巻き起こす」「グローバルネットワークを密にした企画原価達成」「経営資源の有効活用と見直しで価値を高める」を年度の方針として、以下の経営活動を行ってきました。

第一の方針である「あらゆる機会に戦略的プログラムでイノベーションを巻き起こす」については、成長戦略として事業領域の拡大と、それに応じた製品開発強化に努めました。具体的には、液晶ディスプレイやタッチパネル周辺部材、スマートフォン向け電磁波シールドフィルム、レトルト用途も可能にした包装用フレキシインキなどの開発や拡販、UVインキのグローバルSCMの確立と拡販を進めました。また、本年2月に開催した当企業グループの開発品を集めたプライベートショーにおいては、ノンVOCオフセット枚葉インキやヘルスケア向けアクリルエマルジョン系粘着剤の新製品を発表しました。さらには、ブラジルやインドグジャラート州、中国四川省などで新しい生産拠点を稼動したうえ、タイやマレーシア、インドネシアなどの生産設備の拡充や、台湾拠点の再編、ヨーロッパとアジアをまたぐビジネスハブとしてのトルコに新会社を設立するなど、グローバルネットワークの拡充にも努めました。

第二の方針である「グローバルネットワークを密にした企画原価達成」については、持続可能な成長のための基盤を強化する施策として、原料調達ネットワーク化、地産地消型の使いこなしを進めるとともに、品種統合や生産方法の見直しを促進させ、性能確保とコストダウンの両立を図り、売上高営業利益率の向上に努めました。

第三の方針である「経営資源の有効活用と見直しで価値を高める」については、海外拠点の経営情報をタイムリーに取得できるシステムや、グローバル規模での化学物質管理システムの構築を引続き進め、スピード経営を実践するための基盤の整備に努めました。また運転資金の圧縮や投資管理の強化など、資金の効率的活用を進め、キャッシュフローの改善や有利子負債の削減につなげました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,866億84百万円（予想比1.1%減、前連結会計年度比2.5

%増)となりましたなか、営業利益は182億10百万円(予想比8.9%減、前連結会計年度比7.7%減)、経常利益は194億11百万円(予想比5.3%減、前連結会計年度比5.6%減)と減益になりましたが、当期純利益は133億4百万円(予想比2.3%増、前連結会計年度比8.5%増)と増益になりました。

なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき7円50銭(年間の配当金は前期より1円50銭増配の14円50銭)を提案させていただきます。

報告セグメントのそれぞれの業績につきましては、次のとおりです(当期より事業セグメントの一部の取りと順序を変更していますが、比較情報は同様に変更した前期の実績と対比しています)。

① 色材・機能材関連事業

高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、国内需要は低調でしたが、海外需要は台湾や韓国が好調に推移し、中国での拡販も進みました。しかし市場変化に伴う液晶パネルの価格競争激化の中で、部材へのコストダウン要請が一層厳しくなり、利益は減少しました。

汎用顔料は、国内では消費税率引き上げの影響が残り、印刷インキ用、塗料用とも低調でしたが、海外は東南アジアなどでの拡販が進みました。

プラスチック用着色剤は、国内では消費税率引き上げや天候不順の影響がありましたものの、容器用や建材関連の拡販が進むとともに、中国や韓国、東南アジアでも、容器用や事務機器関連の拡販が進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は784億65百万円(前連結会計年度比2.7%増)と増収になりましたが、営業利益は72億90百万円(前連結会計年度比10.4%減)と減益に終わりました。

② ポリマー・塗加工関連事業

塗工材料は、広告サイン用は量販店の改装需要の獲得などで堅調に推移し、スマートフォン用保護フィルムや半導体研磨用テープも伸長しました。しかし主力の電磁波シールドフィルムは、中国での拡販は見られましたが、国内や韓国では伸び悩みました。

接着剤は、国内や韓国での太陽電池用が低調な一方、包装用は国内や中国、東南アジアでの拡販が進みました。粘着剤は、国内でのラベル用が後半低調に推移しましたが、東南アジアでの自動車や家電用、韓国・台湾でのディスプレイ用は伸長しました。樹脂は、印刷インキ用や建築土木関連が低調でしたが、太

陽電池用の拡販が進みました。また、接着剤、粘着剤、樹脂とも産業用素材ゆえ、国内では原材料価格の高止まりのなか、販売価格への反映が遅れ、営業利益は伸び悩みました。

缶用塗料（フィニッシュェス）は、国内ではコンビニエンスストアでのカウンターコーヒーの普及で、コーヒー系の飲料缶向けは低調が続きましたが、ビール系飲料缶向けは伸長しましたうえ、東南アジアでの拡販も進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は594億95百万円（前連結会計年度比4.9%増）、営業利益は36億46百万円（前連結会計年度比6.4%増）と、増収増益になりました。

③ パッケージ関連事業

国内のグラビアインキは、出版用の構造的減少傾向が続きましたうえ、主力の包装用が夏場の天候不順以降伸び悩み、建装材用も後半低調に推移しました。また原材料価格が高止まり、販売価格への反映が遅れましたため、営業利益は圧迫されました。

グラビアのシリンダー製版事業は後半需要が落ち込みましたうえ、グラビア関連の機器販売も減少しました。

海外では、東南アジアやインドで包装用ポリウムゾーン向けの環境対応インキの拡販が進みました。一方、北米の建装材用インキは後半伸び悩みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は631億14百万円（前連結会計年度比0.9%増）と若干の増収になりましたが、営業利益は17億68百万円（前連結会計年度比10.8%減）と減益に終わりました。

④ 印刷・情報関連事業

オフセットインキは、国内では、高感度UVインキやタッチパネル用ハードコート剤などの高機能製品の拡販が進みました。しかし枚葉やオフ輪、新聞インキはデジタル化に伴う情報系印刷市場の縮小という構造的な不況に加え、消費税率引き上げが大きく影響し、需要は低調に推移しました。また原材料価格の高止まりや販売価格への反映遅れにより、営業利益は大幅に減少しました。

グラフィックアーツ関連機器及び材料は、自社開発した紙面検査装置の拡販が進みましたものの、国内オフセット印刷市況の低迷に伴い、その他の機器や材料販売が低調に推移しました。

海外では、中国での需要の伸びが鈍ってきましたものの、東南アジアやインドでは伸長が続きましたうえ、一昨年4月に買収したアレックグループを活用し、グローバルなUVインキの事業拡大も進みました。

またブラジルや、インドでの第2の生産拠点の稼働も開始し、拡大する需要への供給体制の整備も進みましたが、先行費用の発生や原材料価格の高止まりで営業利益は伸び悩みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は874億68百万円（前連結会計年度比2.3%増）と増収になりましたが、営業利益は26億39百万円（前連結会計年度比38.1%減）と大幅な減益に終わりました。

⑤ その他

上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしていますが、売上高は57億4百万円（前連結会計年度比5.6%増）と増収のなか、東洋インキSCホールディングスでのコストダウン等もあり、営業利益は28億33百万円（前連結会計年度比49.9%増）と大幅な増益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は127億30百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

トーヨーカラー株式会社富士製造所	色材・機能材製造設備及び建物
東洋インキ株式会社埼玉製造所	オフセットインキ製造設備等
東洋インキ（泰国）株式会社	ポリマー・塗加工製造設備及び建物
東洋インキインド株式会社	オフセットインキ製造設備及び建物
東洋インキブラジル有限会社	オフセットインキ製造設備及び建物

② 当連結会計年度継続中の主要設備

東洋インキSCホールディングス株式会社本社	管理用及び賃貸建物
トーヨーケム株式会社川越製造所	ポリマー・塗加工製造設備及び建物
トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社	オフセットインキ製造設備及び建物
東洋インキインド株式会社	グラビアインキ製造設備、ポリマー製造設備及び建物

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画「SCC-III」の2年目にあたる次期は、その達成に向けたステップアップの年として、「イノベーションの連続的打ち出しとマーケティング力の向上」「グローバルネットワークを攻めと守りの両面から強化」「6つの資源（ヒト、モノ、カネ、情報、技術、風土）の価値向上、グループ各社の価値増大」を課題として取り組み、各事業を推進してまいります。

色材・機能材関連事業では、高機能顔料や液晶カラーフィルター材料にて、高光度やイメージセンサー用などの高機能製品の開発を進めるとともに、工程短縮によるコストダウンを徹底し、韓国、台湾、中国での拡販を推進します。汎用顔料はアライアンスの強化も含めたSCM体制の整備により収益力を強化、プラスチック用着色剤はインドやメキシコでも生産、販売を進め、グローバルな供給力の増強を図ります。また、太陽電池や二次電池などのエネルギー分野では、差別化製品の開発や用途開拓、拡販を図ります。

ポリマー・塗加工関連事業では、川越製造所に完成予定の高精度クリーン塗加工機を早期に安定稼働させたうえ、電磁波シールドフィルムを始めとするエレクトロニクスやディスプレイ市場向け製品の開発、拡販を図ります。また、包装市場向けの樹脂や粘接着剤、缶用塗料は、引き続きグローバルな供給能力の強化や拡販を進めていきます。さらには、将来性が期待されているメディカル・ヘルスケア分野への製品開発も加速し、高分子製品のラインナップを充実させていきます。

パッケージ関連事業では、製品化技術に加え製品評価技術を強化して、環境や食品衛生性に配慮したグラビアインキや軟包装用フレキシインキの品質向上、拡販を進めます。また、中国や東南アジアでの技術力強化により、成長エリアのニーズにマッチした製品開発を進める一方、グローバル規模での原材料や基本処方の統合によるコストダウンも進めます。さらには、将来の市場拡大が期待できるインドやブラジルなどで、生産能力の拡充を図っていきます。

印刷・情報関連事業では、引き続き高感度UVインキやエレクトロニクス市場向け機能性コート材料の開発、グローバル展開を加速させます。また、インキ製造のキーとなる素材の自製化や、品種統合、製造工程の改善、販売体制の整備を進め、品質向上とコストダウンの両立を図っていきます。さらには、インドやブラジル、中国内陸部の拠点での生産増強や、新たに進出したトルコを中心に中東・アフリカへの展開も進めていきます。

これらに加え、事業全般を通じてスピード経営による成長戦略の加速と、グローバルネットワークの強化を図るため、グローバル規模での統合システムの導入を進めます。また引き続き、資金の効率的活用や人材の活性化、コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底にも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第174期	第175期	第176期	第177期 (当連結会計年度)
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高	245,337百万円	248,689百万円	279,557百万円	286,684百万円
経常利益	13,445百万円	18,468百万円	20,553百万円	19,411百万円
当期純利益	7,238百万円	8,714百万円	12,260百万円	13,304百万円
1株当たり当期純利益	24円26銭	29円20銭	41円9銭	44円60銭
総資産	283,144百万円	299,571百万円	336,601百万円	364,262百万円
純資産	146,913百万円	161,322百万円	186,608百万円	213,756百万円
1株当たり純資産額	479円71銭	525円62銭	606円39銭	694円62銭

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第174期	第175期	第176期	第177期 (当事業年度)
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
営業収益	15,745百万円	19,615百万円	19,674百万円	19,778百万円
経常利益	6,336百万円	10,118百万円	10,303百万円	11,060百万円
当期純利益	3,984百万円	8,325百万円	8,888百万円	10,449百万円
1株当たり当期純利益	13円35銭	27円90銭	29円79銭	35円3銭
総資産	147,420百万円	181,594百万円	217,683百万円	231,305百万円
純資産	131,261百万円	138,854百万円	150,039百万円	162,589百万円
1株当たり純資産額	439円90銭	465円36銭	502円90銭	545円1銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、ポリマー・塗加工 関連、印刷・情報関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、色材・機能材関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋FPP株式会社	200百万円	100.0	パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
TIPPS株式会社	S\$110,032千	100.0	アジア子会社の株式保有、ポリマー・ 塗加工関連、色材・機能材関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 61,083千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキインド株式会社	INR 3,130,026千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	ポリマー・塗加工関連、 印刷・情報関連、パッケージ関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工 関連、色材・機能材関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社	Euro 25,085千	100.0	色材・機能材関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 74,000千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
珠海東洋科美化学有限公司	US\$ 18,275千	100.0 (86.5)	色材・機能材関連
東洋インキ(泰国)株式会社	BT 525,095千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連、パッケージ関連
東洋油墨亞洲有限公司	HK\$ 88,966千	100.0	色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 69,871,045千	100.0 (4.7)	パッケージ関連、色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
東洋インキコンパウンズ株式会社	US\$ 4,329千	72.0 (72.0)	色材・機能材関連

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
江門東洋油墨有限公司	US\$ 4,942千	51.0 (51.0)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	色材・機能材関連、パッケージ関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	98.6	ポリマー・塗加工関連
東洋インキアレッツ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

- (注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。
 2. 台湾東洋先端科技股份有限公司は、平成26年12月に当社100%子会社である台湾東洋彩光股份有限公司が、当社100%子会社である台湾東洋油墨股份有限公司を吸収合併し、社名変更した会社であります。
 3. 東洋インキアレッツ株式会社は、平成27年1月にアレッツグラフィックス株式会社より社名変更しております。

② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は67社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、新設により1社を連結子会社に含め、清算により3社を、合併により1社を連結子会社より除外しました。

持分法適用関連会社は12社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を22.96%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキソインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、ブリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料 等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋三丁目7番1号	
国内営業拠 点	トーヨーカラー株式会社[東京都中央区] 東洋インキ株式会社[東京都中央区] 東洋インキ株式会社関西支社[大阪府大阪市] 東洋インキ北海道株式会社[北海道札幌市] 東洋インキ九州株式会社[福岡県福岡市]	トーヨーケム株式会社[東京都中央区] 東洋インキ株式会社中部支社[愛知県名古屋] 東洋インキ中四国株式会社[広島県広島市] 東洋インキ東北株式会社[宮城県仙台市] 東洋インキグラフィックス株式会社[東京都板橋区]
国内生産拠 点	トーヨーカラー株式会社富士製造所[静岡県富士市] トーヨーカラー株式会社茂原工場[千葉県茂原市] トーヨーケム株式会社川越製造所[埼玉県川越市] 東洋インキ株式会社埼玉製造所[埼玉県川越市] 東洋アドレ株式会社[千葉県千葉市] 東洋FPP株式会社[埼玉県川口市]	トーヨーカラー株式会社守山製造所[滋賀県守山市] トーヨーカラー株式会社岡山工場[岡山県井原市] トーヨーケム株式会社西神工場[兵庫県神戸市] 東洋モートン株式会社[埼玉県比企郡] マツイカガク株式会社[京都府京都市]
研究開発拠 点	プロセスイノベーション研究所[埼玉県川越市] イノベーションラボ[埼玉県坂戸市]	マテリアルサイエンスラボ[茨城県つくば市] ポリマーデザインラボ[兵庫県神戸市]
海外拠点	トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社[マレーシア・セレンバン] 東洋インキコンパウンズ株式会社[フィリピン・ラグーナ] 東洋インキコンパウンズベトナム株式会社[ベトナム・パクニン] 天津東洋油墨有限公司[中国・天津市] 上海東洋油墨制造有限公司[中国・上海市] 台湾東洋先端科技股份有限公司[台湾・台南市] 東洋インキアレッツ株式会社[ベルギー・ニール] 東洋インキアメリカ合同会社[アメリカ・イリノイ] 東洋インキブラジル有限公司[ブラジル・サンパウロ]	東洋インキ(泰国)株式会社[タイ・バンコク] 東洋インキインドネシア株式会社[インドネシア・ベカシ] 東洋インキインド株式会社[インド・グレートノイダ] 珠海東洋科美化学有限公司[中国・広東省] 江門東洋油墨有限公司[中国・広東省] 東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社[フランス・ワッセル] ライオケム株式会社[アメリカ・ジョージア] 三永インキペイント製造株式会社[韓国・京畿道]

- (注) 1. 台湾東洋先端科技股份有限公司は、平成26年12月に当社100%子会社である台湾東洋彩光股份有限公司が、当社100%子会社である台湾東洋油墨股份有限公司を吸収合併し、社名変更した会社であります。
2. 東洋インキアレッツ株式会社は、平成27年1月にアレッツグラフィックス株式会社より社名変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合 計	7,919名	138名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	454名	5名増	42.2歳	16.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,569
株式会社みずほ銀行	16,548
三井住友信託銀行株式会社	3,688
株式会社山形銀行	2,700
株式会社七十七銀行	2,200
株式会社八十二銀行	1,800
株式会社福岡銀行	1,700
三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司	1,441
株式会社肥後銀行	1,400

(注) 借入金残高には、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金438億円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 298,322,735株 (自己株式4,785,989株を除く。)
 (3) 株主数 13,674名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
凸版印刷株式会社	68,234	22.87
サカティンクス株式会社	14,595	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,880	3.31
全国共済農業協同組合連合会	8,927	2.99
株式会社日本触媒	8,306	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,747	2.60
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6,254	2.10
東洋インキグループ社員持株会	6,152	2.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,366	1.80
株式会社みずほ銀行	5,365	1.80

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐久間 国雄	代表取締役会長	凸版印刷株式会社 取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役
北川 克己	代表取締役社長(グループCEO)	
山崎 克己	常務取締役	東洋インキ株式会社 代表取締役社長
住山 政弘	常務取締役(品質保証・生産・環境、 調達、企画原価担当)	
青山 裕也	常務取締役(人事・財務・総務・広報・ 監査室担当)	
三木 啓史	取締役	東洋製罐グループホールディングス株式会社 名誉会長
足立 直樹	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長
宮崎 修次	取締役(技術・研究・開発、法務担当)	
安池 円	取締役(グループ経営部長)	
境 裕憲	取締役	トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長
東 慎一	取締役(生産・物流本部長)	
平川 利昭	取締役(グループ財務部長)	
高島 悟	取締役	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長
平田 英敏	常勤監査役	
菅野 隆	常勤監査役	
大門 進吾	常勤監査役	
甘利 公人	監査役	弁護士 上智大学法学部教授
降矢 祥博	監査役	凸版印刷株式会社 取締役副社長

- (注) 1. 取締役三木啓史氏及び足立直樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大門進吾氏、監査役甘利公人氏及び降矢祥博氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、監査役甘利公人氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当事業年度中における監査役の異動（平成26年6月27日）
- | | | | |
|----|-----|-----|----|
| 就任 | 監査役 | 降矢 | 祥博 |
| 退任 | 監査役 | 高宮城 | 實明 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2 名)	396百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6 名 (4 名)	73百万円 (28百万円)
合計	19名	470百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成26年6月27日開催の定時株主総会の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 三木 啓史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東洋製罐グループホールディングス株式会社 名誉会長

東洋製罐グループホールディングス株式会社の子会社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち15回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

② 取締役 足立 直樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を22.87%（自己株式4,785,989株を除く）保有しております。

また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち16回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

③ 常勤監査役 大門 進吾

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は14回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

④ 監査役 甘利 公人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち16回出席し、また監査役会は14回開催のうち13回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

⑤ 監査役 降矢 祥博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 取締役副社長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を22.87%（自己株式4,785,989株を除く）保有しております。

また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち11回出席し、また監査役会は11回開催のうち9回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 監査役降矢祥博氏は、平成26年6月27日開催の第176回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	61百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TIPPS株式会社、東洋インキインド株式会社、天津東洋油墨有限公司、トーヨーケムスベシャリティケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキヨーロッパスベシャリティケミカルズ株式会社、台湾東洋先端科技股份有限公司、珠海東洋科美化学有限公司、東洋インキ(泰国)株式会社、東洋油墨亞洲有限公司、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋インキコンパウンズ株式会社、江門東洋油墨有限公司、三永インキペイント製造株式会社、東洋インキアレツツ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項は次のとおりであります（平成27年4月9日の取締役会にて決議）。

<内部統制システムの基本方針>

2011年4月に持株会社体制へ移行した当社は、経営理念である「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指すことをグループで共有し、グループ連峰経営により2017年3月期に向けて目指す姿「SCC2017」（Specialty Chemical maker Challenge）を達成すべく企業活動を推進している。

そして2014年度から2016年度の3ヵ年計画「SCC-III」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指している。

そのためには、ステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任（CSR）を果たすための最重要課題として位置付けている。

当企業グループは、これらの達成にむけて、企業の活動を適正かつ効率的に遂行していくために内部統制システムの整備・充実を図り、かつ運用していくことに注力し、経営哲学、経営理念、行動指針からなる経営理念体系の実践を図っていく。

① 業務執行に関する体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性

監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR統括委員会のもとにリスクマネジメント（RM）部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インクグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会直轄の活動体における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職

務執行に対する監督機能を強化する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の分科組織のコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のもとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記①3) のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的に開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的に開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会

を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

② 監査に関する体制

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記② 1) の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3) 取締役、使用人が監査役会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制ならびに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実

・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

4) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

5) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一

切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げ、持株会社（ホールディングカンパニー）体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為に対しては、当社は一概にこれを否定するものではなく、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かについては、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、平成29年（2017年）3月期に向けて目指す姿「SCC2017」（Specialty Chemical maker Challenge）を策定しております。

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画「SCC-I」ではリーマン・ショックへの対応として収益基盤強化を、平成23年度から平成25年度の3ヵ年計画「SCC-II」では東日本大震災の影響からの復興として成長戦略を推進してまいりました。そして平成26年度から平成28年度までの3ヵ年計画「SCC-III」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、SCC-I、SCC-IIでの基盤整備と成長戦略を着実に結実させ、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指してまいります。このような中長期的な取組みにおいて、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運

営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(ii) 本施策の内容について

A. 大規模買付ルールの概要

- (a) 取締役会に対する情報提供
- (b) 取締役会における検討及び評価
- (c) 独立委員会の設置

B. 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

C. 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社株主総会又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

D. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成26年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(i) 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）の概要について

A. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

B. 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- (b) 事前開示
- (c) 株主意思の反映
- (d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
- (e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- (f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

招集通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	187,727	流動負債	90,742
現金及び預金	39,620	支払手形及び買掛金	48,773
受取手形及び売掛金	94,883	短期借入金	20,931
有価証券	563	未払法人税等	2,824
商品及び製品	27,795	その他	18,212
仕掛品	1,496		
原材料及び貯蔵品	16,139	固定負債	59,763
繰延税金資産	2,048	長期借入金	44,895
その他	6,226	繰延税金負債	10,451
貸倒引当金	△ 1,047	環境対策引当金	889
		退職給付に係る負債	1,775
		資産除去債務	27
		その他	1,724
固定資産	176,535	負債合計	150,506
有形固定資産	101,865	(純資産の部)	
建物及び構築物	39,744	株主資本	180,259
機械装置及び運搬具	25,329	資本金	31,733
工具、器具及び備品	3,081	資本剰余金	32,920
土地	28,617	利益剰余金	117,368
リース資産	187	自己株式	△ 1,762
建設仮勘定	4,903		
無形固定資産	2,796	その他の包括利益累計額	26,960
投資その他の資産	71,873	その他有価証券評価差額金	13,396
投資有価証券	62,223	為替換算調整勘定	10,933
退職給付に係る資産	4,115	退職給付に係る調整累計額	2,630
繰延税金資産	1,025	少数株主持分	6,536
その他	5,020		
貸倒引当金	△ 512	純資産合計	213,756
		負債純資産合計	364,262
資産合計	364,262		

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		286,684
売 上 原 価		222,944
売 上 総 利 益		63,739
販売費及び一般管理費		45,529
営 業 利 益		18,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	212	
受 取 配 当 金	751	
為 替 差 益	929	
持分法による投資利益	82	
そ の 他	680	2,656
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	812	
そ の 他	642	1,455
経 常 利 益		19,411
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,854	
そ の 他	79	6,934
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	390	
減 損 損 失	257	
の れ ん 償 却 額	2,262	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	530	
退 職 給 付 信 託 解 約 損	1,125	
そ の 他	341	4,908
税金等調整前当期純利益		21,437
法人税、住民税及び事業税	5,989	
法 人 税 等 調 整 額	1,686	7,676
少数株主損益調整前当期純利益		13,761
少 数 株 主 利 益		456
当 期 純 利 益		13,304

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,733	32,920	109,220	△ 1,750	172,123
会計方針の変更による累積的影響額			△ 979		△ 979
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,733	32,920	108,240	△ 1,750	171,144
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,176		△ 4,176
当期純利益			13,304		13,304
自己株式の取得				△ 12	△ 12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	9,127	△ 12	9,115
当期末残高	31,733	32,920	117,368	△ 1,762	180,259

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,065	3,928	△ 1,203	8,791	5,694	186,608
会計方針の変更による累積的影響額						△ 979
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,065	3,928	△ 1,203	8,791	5,694	185,629
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,176
当期純利益						13,304
自己株式の取得						△ 12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,330	7,004	3,834	18,169	842	19,011
当期変動額合計	7,330	7,004	3,834	18,169	842	28,126
当期末残高	13,396	10,933	2,630	26,960	6,536	213,756

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,303	流動負債	9,869
現金及び預金	15,303	支払手形	5
受取手形	1	短期借入金	5,769
営業未収入金	1,096	1年内返済予定の長期借入金	0
有価証券	2	未払金	2,131
貯蔵品	5	未払費用	604
前払費用	360	未払法人税等	960
短期貸付金	4,089	未払消費税等	256
繰延税金資産	243	前受金	0
その他	1,200	預り金	140
		前受収益	1
固定資産	209,001	固定負債	58,845
有形固定資産	14,349	長期借入金	49,212
建物	3,698	繰延税金負債	8,175
構築物	293	関係会社債務保証損失引当金	1,353
機械及び装置	489	環境対策引当金	5
車両運搬具	25	長期預り保証金	5
工具、器具及び備品	642	その他	94
土地	8,296		
建設仮勘定	903	負債合計	68,715
無形固定資産	1,143	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,050	株主資本	149,387
その他	93	資本金	31,733
投資その他の資産	193,507	資本剰余金	32,920
投資有価証券	40,165	資本準備金	32,920
関係会社株式	105,596	その他資本剰余金	0
出資金	6	利益剰余金	86,496
長期貸付金	45,240	利益準備金	5,206
破産更生債権等	2,518	その他利益剰余金	81,289
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	3,423
前払年金費用	225	固定資産圧縮特別勘定積立金	2,060
その他	1,196	別途積立金	46,314
貸倒引当金	△1,441	繰越利益剰余金	29,491
		自己株式	△1,762
		評価・換算差額等	13,202
		その他有価証券評価差額金	13,202
資産合計	231,305	純資産合計	162,589
		負債純資産合計	231,305

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	8,042	
業務受託料	7,204	
経営指導料	3,504	
資産賃貸料	976	
その他	50	19,778
営業費用		9,541
営業利益		10,237
営業外収益		
受取利息	493	
受取配当金	738	
その他	61	1,293
営業外費用		
支払利息	421	
その他	47	469
経常利益		11,060
特別利益		
固定資産売却益	6,214	
その他	1	6,216
特別損失		
固定資産除売却損	17	
関係会社株式評価損	2,544	
関係会社貸倒引当金繰入額	582	
退職給付信託解約損	1,125	
その他	22	4,292
税引前当期純利益		12,984
法人税、住民税及び事業税	1,105	
法人税等調整額	1,429	2,535
当期純利益		10,449

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	31,733	32,920	0	32,920	5,206	2,278	—	46,314	27,402	81,202
会計方針の変更による累積的影響額									△979	△ 979
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,733	32,920	0	32,920	5,206	2,278	—	46,314	26,423	80,223
当期変動額										
剰余金の配当									△ 4,176	△ 4,176
固定資産圧縮積立金の積立						1,164			△ 1,164	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 19			19	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							2,060		△ 2,060	—
当期純利益									10,449	10,449
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,144	2,060	—	3,068	6,272
当期末残高	31,733	32,920	0	32,920	5,206	3,423	2,060	46,314	29,491	86,496

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,750	144,105	5,933	5,933	150,039
会計方針の 変更による 累積的影響額		△ 979			△ 979
会計方針の 変更を反映した 当期首残高	△ 1,750	143,126	5,933	5,933	149,060
当期変動額					
剰余金の配当		△4,176			△ 4,176
固定資産圧縮 積立金の積立		—			—
固定資産圧縮 積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮 特別勘定積立金 の積立		—			—
当期純利益		10,449			10,449
自己株式の取得	△ 12	△ 12			△ 12
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			7,269	7,269	7,269
当期変動額合計	△ 12	6,260	7,269	7,269	13,529
当期末残高	△ 1,762	149,387	13,202	13,202	162,589

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	平田英敏	㊟
常勤監査役	菅野隆	㊟
常勤監査役	大門進吾	㊟
監査役	甘利公人	㊟
監査役	降矢祥博	㊟

(注)常勤監査役大門進吾、監査役甘利公人及び降矢祥博は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額2,237,420,512円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金14円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社および当社子会社の業容の拡大および今後の事業展開に備えるため、事業目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものです。
- (2) 平成27年5月1日施行の改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものです。なお、第31条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当会社はつぎの事業を営むこと、ならびにつぎの事業を営む会社(外国会社を含む)および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～10. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>11. 前各号およびこれらに関連する商品の輸出入</p> <p>12. 日用雑貨の輸出入および売買</p> <p>13. 前各号に関連するノウハウの取得、譲渡、許諾、援助および教育ならびにこれらに付帯する業務</p> <p>14. 建築工事、土木工事、電気工事、管工事の設計施工、ならびに請負</p> <p>15. 不動産の売買、賃貸借、管理およびこれらの仲介</p> <p>16. 倉庫業および貨物運送取扱事業</p> <p>17. 情報処理、情報伝達に関する集積回路製品ならびにシステムおよびソフトウェアの開発、製造、販売</p> <p>18. 情報処理システムの開発、販売、コンサルティングおよびこれらに関連する業務の受託</p> <p>19. 図書、雑誌、その他の印刷物、出版物および情報、宣伝に関する媒体の企画、制作、販売</p> <p>20. 総合リース業、旅行業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに労働者派遣事業</p> <p>(新設)</p> <p>21. 前各号に付帯または関連する事業</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. 穀物、蔬菜、果実、種苗、苗木、花卉等農産物の生産、加工および売買</p> <p>12. 前各号およびこれらに関連する商品の輸出入</p> <p>13. 日用雑貨の輸出入および売買</p> <p>14. 前各号に関連するノウハウの取得、譲渡、許諾、援助および教育ならびにこれらに付帯する業務</p> <p>15. 建築工事、土木工事、電気工事、管工事の設計施工、ならびに請負</p> <p>16. 不動産の売買、賃貸借、管理およびこれらの仲介</p> <p>17. 倉庫業および貨物運送取扱事業</p> <p>18. 情報処理、情報伝達に関する集積回路製品ならびにシステムおよびソフトウェアの開発、製造、販売</p> <p>19. 情報処理システムの開発、販売、コンサルティングおよびこれらに関連する業務の受託</p> <p>20. 図書、雑誌、その他の印刷物、出版物および情報、宣伝に関する媒体の企画、制作、販売</p> <p>21. 総合リース業、旅行業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに労働者派遣事業</p> <p>22. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</p> <p>23. 前各号に付帯または関連する事業</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役</u>（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役</u>（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第40条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きくま くに お 佐久間 国雄 (昭和19年8月21日生)	昭和43年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 トップラン・フォームズ株式会社社外監査役（現在に至る） 平成18年6月 凸版印刷株式会社社外監査役 平成22年6月 同社社外取締役（現在に至る） 平成23年4月 当社代表取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) トップラン・フォームズ株式会社社外監査役 凸版印刷株式会社社外取締役	227,100株
2	きた がわ かつ み 北川 克己 (昭和28年9月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年5月 当社社長室長 平成14年3月 当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長 平成16年3月 当社色材事業本部副本部長兼着色事業部長 平成16年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社取締役副社長 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長（現在に至る） 平成26年4月 当社グループCEO（現在に至る）	96,000株
3	やま ざき かつ み 山崎 克己 (昭和28年2月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年9月 当社カスタマー・ネットワーク本部凸版事業部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社印刷・情報事業本部長 平成21年4月 当社専務執行役員 平成23年4月 東洋インキ株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成24年6月 当社常務取締役（現在に至る） (重要な兼職の状況) 東洋インキ株式会社代表取締役社長	57,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	あお やま ひろ や 青山 裕也 (昭和31年4月2日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年2月 当社人事部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成23年7月 当社人事・財務・総務・広報・監査室担当（現在に至る） 平成25年6月 当社常務取締役（現在に至る）	31,000株
5	あ だち なお き 足立 直樹 (昭和14年2月23日生)	昭和37年4月 凸版印刷株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 当社社外取締役（現在に至る） 平成22年6月 同社代表取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 凸版印刷株式会社代表取締役会長	44,000株
6	みや ぎき しゅう じ 宮崎 修次 (昭和30年5月26日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 当社技術・研究・開発本部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役（現在に至る） 平成24年4月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長 平成26年4月 当社技術・研究・開発、法務担当（現在に至る）	37,000株
7	やす いけ まどか 安池 円 (昭和33年2月18日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年3月 当社技術・研究・開発本部長・電子材料研究所長 平成20年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社技術・研究・開発本部長 平成22年6月 当社取締役（現在に至る） 平成26年4月 当社グループ経営部長（現在に至る）	19,000株
8	さかい ひろ のり 境 裕憲 (昭和29年8月29日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年3月 当社色材事業本部化成品事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社カスタマー・ネットワーク本部関西支社長 平成22年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 トーヨーケム株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役（現在に至る） 平成26年4月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長（現在に至る） (重要な兼職の状況) トーヨーカラー株式会社代表取締役社長	33,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	あずま 慎 一 (昭和31年4月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年3月 当社高分子事業本部川越製造所長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社生産・物流・調達本部長 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 平成26年7月 当社生産・物流本部長(現在に至る)	29,000株
10	ひら かわ とし あき (昭和33年9月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年9月 当社財務部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年4月 当社グループ財務部長(現在に至る) 平成25年6月 当社取締役(現在に至る)	26,000株
11	たか しま さとる (昭和35年4月18日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社社長室長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 平成26年4月 トーヨーケム株式会社代表取締役社長(現在に至る) (重要な兼職の状況) トーヨーケム株式会社代表取締役社長	24,331株
※ 12	あま り きみ と (昭和28年8月25日生)	平成4年4月 熊本大学法学部教授 平成9年4月 上智大学法学部教授(現在に至る) 平成25年4月 東京弁護士会登録 平成25年6月 当社社外監査役(現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士 上智大学法学部教授	2,000株
※ 13	い で かず ひこ (昭和36年2月23日生)	昭和61年4月 当社入社 平成15年3月 当社技術・研究・開発本部ポリマー研究所長 平成23年4月 当社ポリマー・塗加工技術統括部長 平成25年6月 当社執行役員(現在に至る) 平成26年4月 グループテクノロジーセンター長(現在に至る)	39,529株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者です。
 2. 取締役候補者のうち、足立直樹氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と同社との間には、製商品の売買などの取引があります。
 3. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 足立直樹氏および甘利公人氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 足立直樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
 6. 甘利公人氏は現任の当社社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 7. 足立直樹氏は企業経営の分野をはじめとする幅広い識見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 8. 甘利公人氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と法学者としての高い識見を有しており、また、これまでの当社社外監査役としての経験も踏まえ、公正な立場で経営監視機能を果たしていただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

9. 当社は、足立直樹氏および甘利公人氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、足立直樹氏の再任および甘利公人氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
10. 甘利公人氏は、現任の当社社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき同氏を独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役平田英敏氏、菅野隆氏、大門進吾氏が任期満了となり、また監査役甘利公人氏が辞任されますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かん の たかし 菅 野 隆 (昭和25年1月30日生)	昭和47年4月 当社入社 平成7年3月 当社人事部長 平成13年3月 東洋ヒューマンアセット株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	27,000株
※ 2	ずみ やま まさ ひろ 住 山 政 弘 (昭和27年9月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年3月 当社高分子事業本部川越製造所長 平成17年6月 当社執行役員 平成19年3月 当社色材事業本部富士製造所長 平成19年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現在に至る） 平成26年7月 当社品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当（現在に至る）	33,000株
※ 3	おお みなと みつる 大 湊 満 (昭和24年1月3日生)	昭和46年4月 凸版印刷株式会社入社 平成16年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役情報コミュニケーション事業本部長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 凸版印刷株式会社専務取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ 4	いけ がみ じゅう すけ 池上 重輔 (昭和41年8月4日生)	平成5年4月 ポストン コンサルティング グループ入社 平成11年11月 ソフトバンク・イーシーホールディングス株式会社新規事業 統括部ディレクター 平成12年6月 パーティカルネット株式会社取締役COO 平成14年8月 ニッセイ・キャピタル株式会社投資部チーフ・ベンチャー・ キャピタリスト 平成16年6月 株式会社ファーマネットワーク社外取締役 平成18年6月 早稲田大学大学院商学研究所准教授 平成26年4月 早稲田大学商学学術院総合研究所WBS研究センター准教授 ／主任研究員(現在に至る) (重要な兼職の状況) 早稲田大学商学学術院総合研究所WBS研究センター准教授／主任研究員	0株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者です。
 2. 監査役候補者のうち、大湊満氏は凸版印刷株式会社の取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と同社との間には、製商品の売買などの取引があります。なお、同氏は平成27年6月26日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって同社取締役を退任予定であります。
 3. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 大湊満氏は、新任の社外監査役候補者であり、同氏は企業経営の分野をはじめとする幅広い識見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 5. 池上重輔氏は、新任の社外監査役候補者であり、同氏は多様な業種における豊富な実務経験と取締役としての会社経営の経験に加え、企業戦略やマーケティングに関する研究者としての高度な専門知識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 6. 池上重輔氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 7. 大湊満氏および池上重輔氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

第5号議案 取締役の報酬等の内容改定の件(ストックオプションの付与)

現在の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の当社第168回定時株主総会において、年額6億円以内として、ご決議をいただいたものであります。株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上および企業価値増大に対する意欲や貢献を一層高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額6,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、ストックオプションとしての当該報酬等の額は、平成18年6月29日開催の当社第168回定時株主総会においてご承認いただきました年額6億円を上限と

する報酬等の額の範囲内にて設定するものです。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は13名（うち社外取締役は2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数200個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の翌日から10年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、執行役員および顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員および当社完全子会社の取締役を兼務する当社の顧問に対し、発行する予定であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成27年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) また、インターネット等により複数回数議決権を行使された場合は、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバーおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内略図

東京都中央区京橋三丁目7番1号 当社8階会議室(相互館110タワー8階)

電話 03(3272)5731

- ・ JR東京駅 八重洲南口 徒歩8分
- ・ 東京メトロ銀座線京橋駅 2番出口 徒歩1分
(京橋駅をご利用の方は、2番出口階段右手の自動ドアを通り、地下1階よりエレベーターで8階までお越してください。)
- ・ 都営浅草線宝町駅 A4出口 徒歩3分

